

男鹿市週休2日制工事に関する運用

男鹿市週休2日制工事实施要綱（以下「要綱」という。）における、本市の運用を次のとおり定める。
なお、森林整備保全工事については、「秋田県週休2日工事に関する森林整備運用」を準拠する。

要綱第2条関係（定義）

- 1 要綱第2条（3）の「作業」には、「現場閉所困難工事」は、下記の例を想定しているが、選定にあたっては工事内容や現場条件に応じて適切に判断すること。

<現場閉所困難工事の例>

- ・道路、河川等の公共性がある施設の維持管理工事等、緊急性が高く、休日（土日、祝日、夏期休暇、年末年始休暇）に作業が必要な工事（通年維持工事等）
- ・社会的要請や現場条件の制約等により、現場閉所を行うことが困難な工事（交通規制、出水期、完成時期等の制約のある工事、連続施工せざるを得ない工事（シールド、ニューマチックケーソン工事等）

- 2 要綱第2条（4）の「別に定める期間」とは、次の①から④までの期間とする。

- ① 工事製作がある場合は、本工事の工事製作のみが行われている期間
- ② 工事全体を一時中止している期間
- ③ 施工計画書で定めた夏期休暇3日間、年末年始休暇6日間
- ④ 余裕期間設定工事の場合は、当初契約締結の日から工事着手日前日までの期間

要綱第3条関係（休日）

- 1 現場閉所の確認方法

発注者は、受注者に対し、様式1-1「履行報告書」に様式1-2「勤務状況確認表」を添付して提出させるものとする。最終月においては、工事完成届とともに提出させるものとする。

なお、週休2日の取組状況が充分でない場合は、受発注者双方において要因を分析し改善に取り組むものとする。

- 2 交代制の確認方法

発注者は、受注者に対し、様式3-1「履行報告書」に別紙3-2「休日状況確認表」を添付して提出させるものとする。最終月においては、工事完成届とともに提出させるものとする。

なお、交代制の取組状況が充分でない場合は、受発注者双方において要因を分析し、改善に取り組むものとする。

要綱第4条関係（対象工事及び発注方式）

- 1 発注者は、全ての工事を対象に、月単位の週休2日工事（発注者指定型）により発注することを原則とする。
- 2 発注方式は、以下の表のとおりとする。なお、現場閉所困難工事については、受注者希望型において、週休2日又は交代制による取組ができるものとする。

分類 選定要件	指定の有無	月単位の週休2日 通期の週休2日 （現場閉所）	月単位の週休2日 通期の週休2日 （交代制）
現場閉所が可能な場合	発注者指定型	◎	—
現場閉所が困難な場合	受注者希望型	○	○

◎:原則
○:選択

- 3 受注者希望型において、受注者は施工計画書の提出前に、週休2日又は交代制の実施の可否について監督職員と協議するものとする。
- 4 発注者は、特記仕様書及び現場説明書（条件明示）に、週休2日制工事であること（発注者指定型又は受注者希望型）を明示するものとし、記載内容は別紙1のとおりとする。

- 5 要綱第4条第2項の「週休2日制工事の継続が適当でないと判断した場合」とは、当該週休2日制及び交代制工事の現場が被災した場合など、週休2日及び交代制を実施することが困難又は不適切であると所属課長が判断した場合とする。

要綱第5条関係（工事成績評定）

- 1 要綱第5条の「工程表」とは、施工計画書に添付の計画工程表のことである。
なお、発注者は、施工計画書の工程表や休日計画表等を確認し、週休2日不履行の判断を行うものとする。
- 2 要綱第5条の「②施工計画に定めた休日予定のとおり、休日の確保を行っている。」について、要綱第3条第1項に基づき休日作業日及び振替休日を監督員に届け出ている場合は、②の対象に含めるものとする。また、要綱第5条の③についても同様とする。

要綱第6条関係（工期変更）

- 1 週休2日の達成のみを理由に工期変更はできないものとする。
- 2 工期変更については、「工事請負契約における設計変更ガイドライン」により判断するものとする。

要綱第7条関係（工事費の積算）

- 1 土木工事における積算は、以下のとおりとする。
(1) 発注者指定型
当初予定価格は月単位の4週8休以上を達成した場合の補正係数を各経費に乘じるものとする。
なお、現場閉所の達成状況を確認後、月単位の4週8休に満たないものは、通期の週休2日の補正係数に変更し、契約書第24条の規定に基づき請負代金額を変更するものとする。通期の4週8休に満たないものについては、通期の週休2日の補正係数を除した変更を行うものとする。
- (2) 受注者希望型
当初予定価格は週休2日の補正係数は考慮しない。
なお、現場閉所及び休日の達成状況を確認後、達成状況に応じて補正係数を変更し、契約書第24条の規定に基づき請負代金額を変更するものとする。
- (3) 直接工事費及び間接工事費の補正係数は別表1による。
- (4) 市場単価の補正係数は別表2による。
- (5) 土木工事標準単価の補正係数は「秋田県週休2日制工事に関する建設部運用」別表3による。
- (6) 男鹿市週休2日工事の補正における端数処理は「秋田県週休2日制工事に関する建設部運用」別表4による。

要綱第8条関係（その他）

- 1 余裕を持った工期設定を行うこと。ただし、舗装工事（新設及び修繕・補修）については、「Ⅰ．秋田県土木工事共通仕様書参考資料の工程計画管理基準（案）による場合」により工期設定を行うこと。
- 2 発注者は、施工計画書及び実施工程表について、4週8休以上を考慮したものを受注者に提出させるものとする。
- 3 各種参考様式については、監督職員から現場代理人に提供するものとする。

附 則

この運用は、令和6年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この通知は、令和7年4月1日から施行する。
- 2 この通知による改正後の規定は、令和7年4月1日以降に入札公告等を行う建設工事から適用する。

別表1 土木工事における直接工事費及び間接工事費の補正係数

(1)現場閉所

	4週8休未満	通期の週休2日工事 (4週8休以上)	月単位の週休2日工事 (4週8休以上)
労務費	補正なし	1.02	1.04
機械経費(賃料)		1.02	1.02
共通仮設費率		1.02	1.03
現場管理費率		1.03	1.05
現場閉所率	28.5%未満	28.5%以上	28.5%以上

(2)交代制

	4週8休未満	通期の週休2日交代制工事 (4週8休以上)	月単位の週休2日交代制工事 (4週8休以上)
労務費	補正なし	1.02	1.04
現場管理費率		1.01	1.03
休日率	28.5%未満	28.5%以上	28.5%以上

(別表2) 土木工事における市場単価の補正係数

名称	区分	現場閉所		交代制	
		通期	月単位	通期	月単位
鉄筋工		1.02	1.04	1.02	1.04
ガス圧接工		1.02	1.03	1.02	1.03
インターロッキングブロック工	設置	1.01	1.01	1.01	1.01
	撤去	1.02	1.04	1.02	1.04
防護柵設置工(ガードレール)	設置	1.00	1.01	1.00	1.01
	撤去	1.02	1.04	1.02	1.04
防護柵設置工(ガードパイプ)	設置	1.00	1.01	1.00	1.01
	撤去	1.02	1.04	1.02	1.04
防護柵設置工(横断・転落防止柵)	設置	1.02	1.04	1.04	1.04
	撤去	1.02	1.04	1.02	1.04
防護柵設置工(落石防止柵)		1.01	1.01	1.01	1.01
防護柵設置工(落石防止網)		1.01	1.02	1.01	1.02
道路標識設置工	設置	1.00	1.01	1.00	1.00
	撤去・移設	1.02	1.03	1.01	1.03
道路付属物設置工	設置	1.01	1.01	1.01	1.01
	撤去	1.02	1.04	1.02	1.04
法面工		1.01	1.02	1.01	1.02
吹付砕工		1.01	1.03	1.01	1.03
鉄筋挿入工(ロックボルト工)		1.02	1.03	1.01	1.03
道路植栽工	植樹	1.02	1.04	1.02	1.04
	剪定	1.02	1.04	1.02	1.04
公園植栽工		1.02	1.04	1.02	1.04
橋梁用伸縮継手装置設置工		1.01	1.02	1.01	1.02
橋梁用埋設型伸縮継手装置設置工		1.02	1.04	1.02	1.04
橋面防水工		1.01	1.01	1.01	1.01
薄層カラー舗装		1.00	1.01	1.00	1.01
グルーピング工		1.00	1.01	1.00	1.01
軟弱地盤処理工		1.01	1.02	1.01	1.02
コンクリート表面処理工 (ウォータージェット工)		1.01	1.01	1.01	1.01

(別表3) 土木工事における標準単価の補正係数

名称	区分	現場閉所		交代制	
		通期	月単位	通期	月単位
区画線工		1.02	1.04	1.02	1.04
高視認性区画線工		1.02	1.04	1.02	1.04
橋梁塗装工		1.01	1.03	1.01	1.03
構造物とりこわし工	機械	1.02	1.03	1.01	1.03
	人力	1.02	1.04	1.02	1.04
コンクリートブロック積工		1.02	1.04	1.02	1.03
排水構造物工		1.02	1.04	1.02	1.03
鋼製排水溝設置工		1.02	1.04	1.02	1.04
表面被覆工 (コンクリート保護塗装)	固定足場	1.01	1.02	1.01	1.02
	高所作業車	1.01	1.02	1.01	1.02
表面含浸工	固定足場	1.02	1.04	1.02	1.04
	高所作業車	1.02	1.04	1.02	1.03
連続繊維シート補強工	固定足場	1.02	1.04	1.02	1.04
	高所作業車	1.02	1.04	1.02	1.03
転落防止工 (アラミドメッシュ)	固定足場	1.02	1.04	1.02	1.04
	高所作業車	1.02	1.04	1.02	1.03
漏水対策材設置工	固定足場	1.02	1.04	1.02	1.04
	高所作業車	1.02	1.04	1.02	1.03
防草シート設置工		1.01	1.03	1.01	1.03
紫外線硬化型FRPシート設置工 (ポリエステル樹脂)	固定足場	1.01	1.02	1.01	1.02
	高所作業車	1.01	1.01	1.01	1.01
塗膜除去工		1.02	1.04	1.02	1.04
バキュームブラスト工		1.01	1.01	1.00	1.01
道路反射鏡設置工	設置	1.00	1.01	1.00	1.01
	撤去	1.02	1.04	1.02	1.04
仮設防護柵設置工 (仮設ガードレール)		1.02	1.04	1.02	1.04
機械式継手工		1.02	1.04	1.02	1.04
抵抗板付鋼製杭基礎工		1.02	1.03	1.01	1.02
ノンコーキング式 コンクリートひび割れ誘発目地設置工		1.01	1.01	1.01	1.01
FRP製格子状パネル設置工		1.00	1.00	1.00	1.00
浸食防止用植生マット工 (養生マット工)		1.02	1.04	1.02	1.04
支承金属容射工		1.02	1.04	1.02	1.04
耐圧ポリエチレンリブ管 (ハウエル)設置工		1.02	1.03	1.02	1.03

別表4 男鹿市週休2日制工事の補正における端数処理

「男鹿市週休2日制工事実施要綱」及び「男鹿市週休2日制工事に関する運用」により週休2日補正をかける際の端数処理は次によるものとする。

1 適用積算基準

秋田県土木工事標準積算基準書により積算するものに適用する。

2 端数処理

2-1 労務費

労務単価に週休2日補正係数を乗じた補正済み単価の端数処理は、整数止め（小数第1位四捨五入）とする。

$$\begin{aligned} & \cdot \text{補正済みの単価（整数止め（小数第1位四捨五入））} \\ & \quad = \text{労務単価} \times \text{週休2日補正係数} \end{aligned}$$

なお、週休2日補正と夜間工事による労務単価の割増及び冬季労務補正を同時に適用する場合の端数処理については下記のとおりとする。

$$\begin{aligned} & \cdot \text{労務単価①（小数第3位止め（小数第4位四捨五入））} \\ & \quad = \text{労務単価} \times (1 + \text{冬期割増補正率}) \\ & \cdot \text{労務単価②（小数第3位止め（小数第4位四捨五入））} \\ & \quad = \text{労務単価①} \times \text{夜間の時間帯割増しに関する係数等} \\ & \cdot \text{労務単価③（整数止め（小数第1位四捨五入））} = \text{労務単価②} \end{aligned}$$

2-2 機械経費（賃料）

機械経費（賃料）に週休2日補正係数を乗じた補正済みの単価の端数処理は、下記のとおりとする。

- 1) 10,000円以上の場合
 - ・有効4桁止め（有効5桁目切り上げ）
- 2) 10,000円未満の場合
 - ・整数止め（小数第1位四捨五入）

2-3 市場単価

市場単価に週休2日制補正を乗じた補正済み単価の端数処理は、下記のとおりとする。

$$\begin{aligned} & \cdot \text{市場単価①} = \text{補正前市場単価} \\ & \cdot \text{市場単価②（小数第2位止め（小数第3位切り捨て））} \\ & \quad = \text{市場単価①} \times \text{週休2日補正係数} \\ & \cdot \text{市場単価③（小数第3位止め（小数第4位四捨五入））} \\ & \quad = \text{市場単価②} \times \text{単価補正（施工規模等補正）} \end{aligned}$$

2-4 土木工事標準単価

土木工事標準単価に週休2日補正を乗じた補正済み単価の端数処理は、下記のとおりとする。

$$\begin{aligned} & \cdot \text{土木工事標準工事①} = \text{補正前土木工事標準単価} \\ & \cdot \text{土木工事標準単価②（小数第2位止め（小数第3位切り捨て））} \\ & \quad = \text{土木工事標準工事①} \times \text{週休2日補正係数} \\ & \cdot \text{土木工事標準単価③（小数第3位止め（小数第4位四捨五入））} \\ & \quad = \text{土木工事標準工事②} \times \text{単価補正（規格・仕様等補正）} \end{aligned}$$

2 営繕工事における工事費の積算は、「秋田県週休2日制工事に関する営繕課運用」に準ずるものとし、以下のとおりとする。

(1) 発注者指定型

月別4週8休を達成した場合の補正係数を労務費に乗じて、予定価格のもととなる工事費を積算する。

なお、現場閉所の達成状況が月別4週8休に満たない場合は、その達成状況に応じて補正係数を変更し、契約書第24条の規定に基づき請負代金額を変更するものとする。

(2) 受注者希望型

4週8休以上の達成を前提とした労務費の補正は行わずに、予定価格のもととなる工事費を積算する。なお、現場閉所の達成状況に応じて補正係数を変更し、契約書第24条の規定に基づき請負代金額を変更するものとする。

営繕工事における労務費の補正係数

	4週8休未満	4週8休以上	月別4週 8休以上	完全週休2日
労務費	補正なし	1.02	1.04	
現場閉所率	28.5%未満	28.5%以上		

工事費の積算に用いる単価の補正方法等は「秋田県週休2日制工事に関する営繕課運用」に準ずるものとする。

単価の補正方法について【参考】

工事費の積算に用いる単価の補正方法等は以下に定めるもののほか、「秋田県営繕工事単価決定要領」の定めるところによる。

なお、週休2日制工事前標準単価（月別4週8休以上、4週8休以上）は、以下に定める補正が考慮された単価となっている。

また、見積単価は補正係数による補正の対象とするため、見積徴取の際は週休2日を条件に付すこと。

(1) 「複合単価」の補正方法

複合単価の労務単価は、秋田県週休2日制工事に関する営繕課運用に定める週休2日の達成状況に応じた補正係数を乗じた補正係数に乗じて補正する。

なお、交通誘導員の労務単価についても同様に補正する。

(2) 「営繕工事市場単価、補正市場単価及び刊行物の掲載価格」の補正方法

市場単価と補正市場単価は、表A、表E及び表Mの補正率を用いた次の式により補正する。

【新営工事の場合】

- ・市場単価×新営補正率
- ・補正市場単価×新営補正率

【全館無人改修の場合（基準単価の算定）】

- ・市場単価×新営補正率
- ・補正市場単価×新営補正率

【執務平行改修の場合（基準補正単価の算定）】

- ・市場単価×改修補正率
- ・補正市場単価×改修補正率

（参考）

「基準単価」、「基準補正単価」は、公共建築工事積算基準等資料第4編第1章8（3）による。

執務平行改修の場合の基準補正単価は、公共建築工事積算基準等資料第4編第1章8（3）表A、表E及び表Mの「市場単価及び補正市場単価改修補正率」によらず、表A、表E及び表Mの改修補正率を用いた上記の式により市場単価（または補正市場単価）を補正して算定すること。

刊行物の掲載価格（市場単価以外の材工単価）を採用する場合は、掲載価格を、表A、表E及び表Mの補正率を用いた次の式により補正する。

【新営工事、全館無人改修の場合】

- ・刊行物の掲載価格×新営補正率

【執務平行改修の場合】

- ・刊行物の掲載価格×改修補正率

表A 建築工事の補正係数

工種	摘要※	完全週休2日 月別4週8休以上		4週8休以上	
		新 営 補正率	改 修 補正率	新 営 補正率	改 修 補正率
仮設工事	刊行物	1.03	1.03	1.01	1.01
土工事		1.02	1.02	1.01	1.01
地業工事	刊行物	1.02	1.02	1.01	1.01
鉄筋工事		1.03	1.03	1.01	1.01
コンクリート工事		1.03	1.03	1.01	1.01
型枠工事		1.03	1.03	1.01	1.01
鉄骨工事	刊行物	1.03	1.03	1.02	1.02
既製コンクリート	刊行物	1.02	1.02	1.01	1.01
防水工事	市場単価	1.02	1.09	1.01	1.08
防水工事(シーリング)	市場単価	1.03	1.16	1.01	1.14
防水工事	刊行物	1.02	1.02	1.01	1.01
石工事	刊行物	1.02	1.02	1.01	1.01
タイル工事	刊行物	1.02	1.02	1.01	1.01
木工事	刊行物	1.02	1.02	1.01	1.01
屋根及びとい	刊行物	1.02	1.02	1.01	1.01
金属工事	市場単価	1.02	1.10	1.01	1.09
金属工事	刊行物	1.02	1.02	1.01	1.01
左官工事(仕上塗材仕上)	市場単価	1.03	1.03	1.01	1.01
左官工事(仕上塗材仕上以外)	市場単価	1.03	1.17	1.01	1.16
左官工事	刊行物	1.03	1.03	1.01	1.01

建具(ガラス)	市場単価	1.02	1.11	1.01	1.10
建具(シーリング)	市場単価	1.03	1.18	1.02	1.16
建具	刊行物	1.02	1.02	1.01	1.01
塗装工事	市場単価	1.03	1.17	1.01	1.15
塗装工事	刊行物	1.03	1.03	1.01	1.01
内外装工事	市場単価	1.03	1.14	1.01	1.13
内外装工事(ビニル系床材)	市場単価	1.02	1.09	1.01	1.08
内外装工事	刊行物	1.03	1.03	1.01	1.01
内外装工事(ビニル系床材)	刊行物	1.02	1.02	1.01	1.01
仕上げユニット	刊行物	1.01	1.01	1.01	1.01
排水工事	刊行物	1.02	1.02	1.01	1.01
舗装工事	刊行物	1.01	1.01	1.01	1.01
植栽及び屋上緑化	刊行物	1.02	1.02	1.01	1.01

※「市場単価」：市場単価及び補正市場単価、「刊行物」：刊行物の掲載価格の補正率を示す。なお、記載がない項目は市場単価、補正市場単価及び刊行物の掲載価格に共通の補正率を示す。

表E 電気設備工事の補正率

工種	摘要	完全週休2日 月別4週8休以上		4週8休以上	
		新 営 補正率	改 修 補正率	新 営 補正率	改 修 補正率
配管工事	電線管、2種金属線及び同ボックス	1.03	1.21	1.01	1.19
	ケーブルラック	1.02	1.17	1.01	1.15
	位置ボックス及び位置ボックスボンディング	1.03	1.20	1.01	1.18
	プルボックス	1.02	1.15	1.01	1.13
	プルボックス用接地端子	1.00	1.00	1.00	1.00
	防火区画貫通処理 ケーブルラック用(壁・床)	1.02	1.16	1.01	1.14
	防火区画貫通処理 金属管・丸型用	1.01	1.06	1.01	1.05
	(電動機その他接続材工事) 金属製可とう電線管	1.02	1.17	1.01	1.15
配線工事	600V絶縁電線及び 600V絶縁ケーブル	1.03	1.19	1.01	1.17
設置工事	(設置極工事)銅板式、銅覆銅棒、設置極埋設票(金属製)	1.02	1.02	1.01	1.01

表M 機械設備工事の補正率

工種	摘要	完全週休2日 月別4週8休以上		4週8休以上	
		新 営 補正率	改 修 補正率	新 営 補正率	改 修 補正率
保温工事	配管用、ダクト用及び消音内貼	1.03	1.17	1.01	1.15
ダクト設備	低温ダクト、排煙ダクト及び低圧チャンバー類	1.03	1.17	1.01	1.15
ダクト付属品	既製品ボックス、排気口、ダンパー等の取付手間のみ	1.04	1.24	1.02	1.22
衛生器具設備(ユニットを除く)	取付手間のみ	1.04	1.24	1.02	1.22

3 農業農村整備工事における工事費の積算は、「秋田県週休2日制工事に関する農業農村整備用」に準ずるものとし、以下のとおりとする。

(1) 発注者指定型

当初予定価格は月単位の4週8休以上を達成した場合の補正係数を各経費に乘じるものとする。
 なお、工事完成直前において、現場閉所の達成状況を確認後、4週8休に満たない場合は、別表1のとおり補正を行わずに減額変更するものとする。

(2) 受注者希望型

当初は週休2日の補正係数は考慮せず、最終の変更契約時に、現場閉所及び休日率の達成状況に応じた補正係数を乗じるものとする。

なお、完成直前において、現場閉所率及び休日率の達成状況が4週8休に満たない場合は、各経費の補正は行わないものとする。

(3) 市場単価の補正係数は「秋田県週休2日制工事に関する農業農村整備運用」別表3によるものとする。なお、現場閉所による週休2日及び完全週休2日を行った工事において適用し、交代制の場合は補正対象外とする。

(4) 土木工事標準単価の補正係数は、「秋田県週休2日制工事に関する農業農村整備運用」別表4によるものとする。なお、現場閉所による週休2日及び完全週休2日を行った工事において適用し、交代制の場合は補正対象外とする。

【参考】週休2日制工事の現場閉所又は交代制における各費用の補正の有無については、下記表のとおりとする。4週8休未満の場合は、各種補正は計上しない。

分類 補正対象	現場閉所	交代制
労務費	○	○
機械経費(賃料)	○	—
共通仮設費率	○	—
現場管理費率	○	○
市場単価	○	—
土木工事標準単価	○	—

(別表5)農業農村整備工事における直接工事費及び間接工事費の補正係数

(1)現場閉所

	4週8休未満	4週8休以上	完全週休2日
労務費	補正なし	1.02	
機械経費(賃料)		1.02	
共通仮設費率		1.02	
現場管理費率		1.05	
現場閉所率	28.5%未満	28.5%以上	

(2)交代制

	4週8休未満	4週8休以上
労務費	補正なし	1.02
現場管理費率		1.01
休日率	28.5%未満	28.5%以上

(別表6) 農業農村整備工事における市場単価の補正係数 (現場閉所による週休2日を行う場合のみ適用)

名称	区分	補正係数	
		4週8休未満	4週8休以上 完全週休2日
鉄筋工(大径鉄筋を含む)		補正なし	1.02
鉄筋工(ガス圧接)			1.02
防護柵設置工(ガードレール)	設置		1.00
	撤去		1.02
防護柵設置工(横断・転落防止柵)	設置		1.02
	撤去		1.02
防護柵設置工(落石防止柵)			1.01
防護柵設置工(落石防止網)			1.01
防護柵設置工(ガードパイプ)	設置		1.00
	撤去		1.02
道路標識設置工	設置		1.00
	撤去・移設		1.02
道路付属物設置工	設置		1.01
	撤去		1.02
法面工			1.01
吹付砕工			1.01
軟弱地盤処理工			1.01
橋梁用伸縮継手装置設置工			1.01
橋梁用埋設型伸縮縦手装置設置工			1.02
橋面防水工			1.01

(別表7) 土木工事標準単価の補正係数(現場閉所による週休2日を行う場合のみ適用)

名称	区分	補正係数	
		4週8休未満	4週8休以上 完全週休2日
区画線工		補正なし	1.02
橋梁塗装工			1.01
構造物とりこわし工	機械		1.02
	入力		1.02
コンクリートブロック積工			1.02
排水構造物工			1.02
鋼製構造物工			1.02

※各単価の端数処理は、別表8のとおり

別表8 週休2日制工事における端数処理

別表5における週休2日の達成状況に応じた補正係数を各経費に乗じる端数処理は、次によるものとする。

1. 労務費

- ・整数止め（小数1位四捨五入）

2. 機械経費（賃料）

- ・整数部3桁以上の場合：有効数字3位止め（有効数字4位四捨五入）
- ・整数部2桁以下の場合：整数止め（小数1位四捨五入）

3. 市場単価

- ①市場単価（補正前）
- ②週休2日の補正係数
- ③週休2日の補正後単価
- ④加算率（Sn）
- ⑤補正係数1（Kn）
- ⑥補正係数2（Tn）
- ⑦全ての補正後単価

$$\textcircled{1} \times \textcircled{2} = \textcircled{3}$$

$$\textcircled{3} \times (\textcircled{4} \times \textcircled{5} \times \textcircled{6} \text{の端数処理後の数値}) = \textcircled{7}$$

※③は整数止め（小数1位四捨五入）

※④×⑤×⑥は小数2位止め（小数3位四捨五入）

※⑦は整数止め（小数1位四捨五入）

4. 土木工事標準単価

- ①土木工事標準単価（補正前）
- ②週休2日の補正係数
- ③補正係数（Kn）
- ④全ての補正後単価

$$(\textcircled{1} \times \textcircled{2} \times \textcircled{3} \text{の端数処理後の数値}) = \textcircled{4}$$

※①×②×③は有効数字4位止め（有効数字5位切捨）

※④は整数止め（小数1位四捨五入）

特記仕様書

第1編 共通編

第1章 総則

項 目(節)		
週休2日制工事の対象	発注者 指定型	・ 本工事は、男鹿市週休2日制工事(発注者指定型)である。
		・ 実施にあたっては、「男鹿市週休2日制工事実施要綱」及び「男鹿市週休2日制工事に関する運用」に基づいて行うこと。
	受注者 希望型	・ 本工事は、男鹿市週休2日制工事(受注者希望型)である。
		・ 受注者は、契約後速やかに、週休2日又は交代制の実施の有無について、監督員と協議すること。 ・ 実施にあたっては、「男鹿市週休2日制工事実施要綱」及び「男鹿市週休2日制工事に関する運用」に基づき行うこと。

現場説明書(条件明示)

第2編 現場説明事項

第1章 条件明示

10 その他		
その他条件 (週休2日制工事)	発注者 指定型	・ その他の条件は次のとおりです。 ・ 本工事は週休2日を推進するため、月単位の週休2日(4週8休以上)を実施する工事である。 又、本工事は月単位の4週8休以上の現場閉所を行う前提として補正を行っています。 なお、補正係数については「男鹿市週休2日制工事に関する運用」によるものとする。
		・ 工期内において月単位の週休2日に満たない場合は、現場閉所の達成状況に応じて積算変更時に上記経費の補正を見直します。4週8休に満たない場合は補正は行いません。 4週6休に満たない場合は補正は行いません。
	受注者 希望型	・ その他の条件は次のとおりです。 ・ 本工事は、週休2日を推進するため、週休2日又は交代制を希望する工事である。 なお、週休2日の補正は行っていない。
		・ 工期内において、現場閉所及び休日の達成状況に応じて積算変更時に上記経費の補正を見直します。なお、補正係数については、「男鹿市週休2日制工事に関する運用」によるものとする。